



令和3年5月11日(火) 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
(公財)岐阜県産業経済振興センター	産業振興部総合支援課	花村 金利	直通058-277-1079 FAX 058-273-5961
商業・金融課	資金融資係	林 徹	内線3062 直通058-272-8389 FAX 058-278-2672
地域振興課	移住定住係	堀川 奈美	内線2056 直通058-272-8078 FAX 058-278-3530

東京圏からU I Jターンをして起業する方、事業承継する方を対象に「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者を募集します

県では、東京圏からのU I Jターンの促進及び県内の担い手不足の解消を図るとともに、まちづくり、地域交通支援、社会福祉などの各分野において、移住者の社会的起業による新たな視点を取り入れることで、地域経済の活性化を図るため、「岐阜県地域課題解決型起業支援金」により、東京23区に在住又は在勤する方が本県に移住し、地域の課題解決に取り組む起業、事業承継を支援します。

このたび、令和3年度「岐阜県地域課題解決型起業支援金」の交付希望者の募集を開始しますので、お知らせします。

1 「岐阜県地域課題解決型起業支援金」概要

○補助対象者：以下の要件を全て満たす者（詳細は募集要項^{※1}を参照）

(1) 移住

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏^{※2}在住で23区へ通勤していた者で、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏^{※2}に在住し、東京23区への通勤をしていた者
ただし、令和2年12月22日以降に移住した又は移住予定の場合は、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職したものについては、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- ・起業支援金の交付決定時において転入後1年以内となる見込みであること
- ・岐阜県内市町村に転入後5年以上、継続して居住する意思がある者

(2) 起業又は事業承継

・起業

岐阜県内において、令和3年5月11日～12月31日までに、個人開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者として新たに事業を開始する者

・事業承継

岐阜県内において、令和3年5月11日～12月31日までに、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野^{※3}における地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継により実施する個人事業主又は株式会社等の代表者となる者

※1 募集要項：<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2021051101/index.asp>（岐阜県産業経済振興センターホームページ）

※2 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等で指定する条件不利地域を除く）

※3 Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野：IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術を活用した事業を想定

- 補助対象事業：・新たに起業する場合
岐阜県内で実施する、地域の課題解決に資する社会的事業
(まちづくりの推進、過疎地域等活性化など)
- ・事業承継する場合
Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野において、岐阜県内で実施する、地域の課題解決に資する社会的事業
- 補助対象経費：人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、委託費
- 補助対象期間：交付決定日（令和3年7月下旬）～12月31日
- 補助率・補助上限：補助率 2分の1以内、補助限度額 200万円
- 補助件数：5件程度

2 応募方法

- 応募期間：令和3年5月11日（火）～6月21日（月）【当日消印有効】
- 応募方法：岐阜県産業経済振興センターホームページ(<https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2021051101/index.asp>)から申請用紙をダウンロードし、直接持参するか郵送で提出してください。
- 問い合わせ・申し込み先：
(公財)岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課
〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階
TEL：058-277-1079 FAX：058-273-5961
URL：<https://www.gpc-gifu.or.jp> E-mail：sien@gpc-gifu.or.jp
- 選考方法：書類審査を行います。

3 その他

起業支援金の交付決定を受けた方は、あわせて東京圏から移住した方に支給される移住支援金（最大100万円（世帯100万円、単身60万円））も受給することができます。詳細は、転入先の各市町村の窓口（移住定住担当課）にお問い合わせください。

<参考：移住支援金の概要>

次の1～4のすべてに該当し、5～9のいずれかに該当する方が対象です。ただし、6～8（専門人材、テレワーク、関係人口）で申請する方は令和2年12月22日以降に転入している必要があります。

1. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算で5年以上、東京23区に在住または東京圏在住で23区に通勤していた者
2. 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区在住または東京圏在住で23区に通勤していた者
3. 通学期間を移住元の期間とする場合は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者であること。
4. 転入後3ヶ月以上1年以内である者
5. 都道府県が公開するマッチングサイトに掲載された中小企業などに就業した者【就業（一般）】
6. 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者【就業（専門人材）】
7. 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで行う者【テレワーク】
8. 移住前から移住先の地域や地域の人々と関わりを有しており、移住先の市町村が本事業における関係人口として定めた要件に該当する者（要件は市町村によって異なる場合があります。）
【関係人口】
(ア) 当該市町村内の法人等に就業、または当該市町村内で起業する方
(イ) 法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦された方
(ウ) 県又は市町村が実施する移住定住施策への協力の意思のある方
9. 地域課題の解決に資する事業を起業した者（岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金の交付決定を受けた者）【起業】